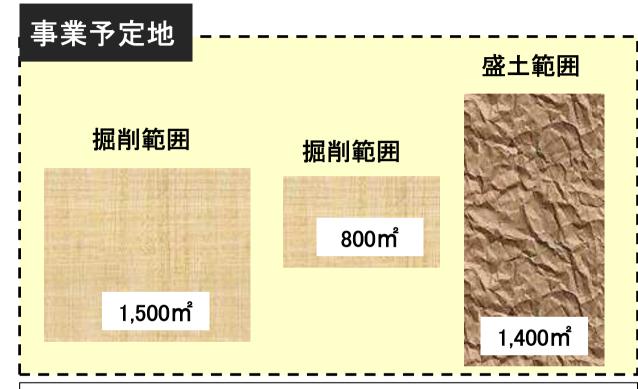
土地の形質の変更の届出対象となる 行為の考え方



一般的な土地の形質の変更の場合の面積の算定方法



面積の合計 1,500㎡+800㎡+1,400㎡=3,700㎡

土地の形質の変更(土地の形状を変更する行為全般をいう。)の部分(掘削部分と盛土部分の合計)の面積が面積要件(900又は3,000㎡)以上である場合は届出が必要となる。

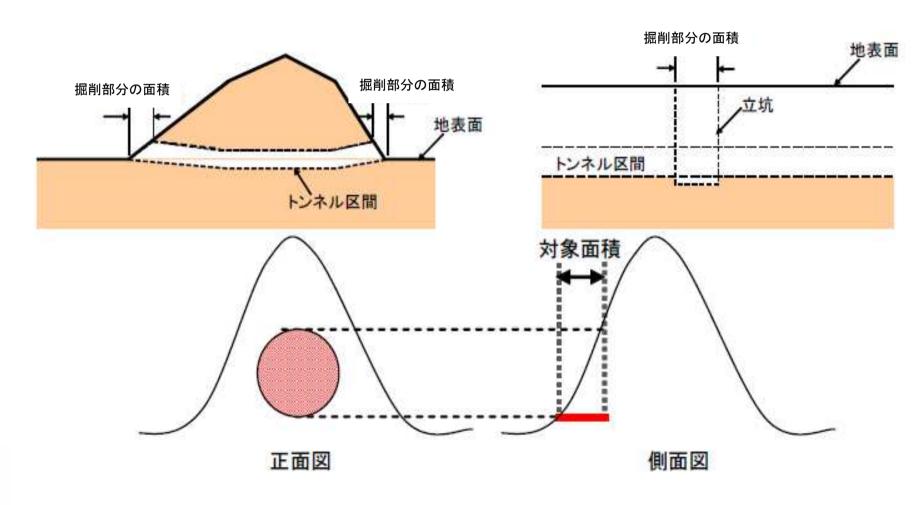
同一の手続きにおいて届出されるべき 土地の形質の変更については、土地 の形質の変更が行われる部分が同一 敷地にあることを必ずしも要せず、同 一の事業の計画や目的の下で行われ るものであるか否か、個別の行為の時 間的近接性、実施主体等を<u>総合的に</u> 判断して、形質変更部分の面積を計上 する。

面積要件以上の土地の形質の変更であっても届出の対象外となる行為

- 1 土地の形質の変更が盛土のみ
- 2 土壌の区域外への搬出や土壌の飛散又は流出を伴わない、最深部が50cmに至らない軽易な行為
- 3 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 4 鉱山関係の土地において行われる行為
- <u>5 通常の農業行為、林業用の作業路網の整備 (法第4条関係のみ)</u>

トンネル開削工事場合の算定方法

トンネル開削工事の場合は、開口部を平面図に投影した部分の面積を掘削部分の面積とする。





形質の変更に係る部分の深さの考え方

土地の形質の変更に伴う届出(法第3条第7項、法第4条第1項)については、面積要件を満たし、土地の形質の変更に係る部分の中に1ヶ所でも地表から深さ50cm以上掘削する場所があれば、届出が必要となることに留意する必要があります。また、土地の形質の変更の深さについては、届出書に記載することとなります。

なお、この際の「土地の形質の変更に係る部分の深さ」の基準は、<u>土壌表面ではなく地</u> 盤表面として取り扱うことに注意が必要です。

■例1

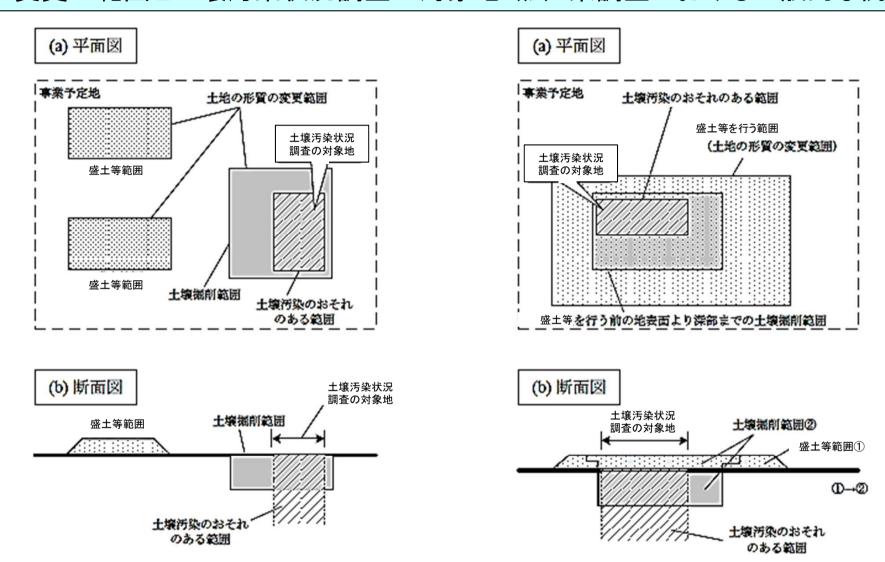
道路が60cmの路盤(構造物)で覆われている場合には、その路盤全てをはがす行為は地表から60cmを掘削する行為として扱う。

■例2

最初に盛土を行い、それと一体となる工事の中で、当該盛土範囲内の一部でさらに土壌の掘削を行う場合には、盛土を行う前の地表面から掘削する深さを土地の形質の変更に係る部分の深さとして扱う。(すなわち、盛土を行う前の地表面より深い部分を掘削しない場合には、「掘削の深さは0cm」として取り扱うことができる。)



形質の変更の範囲と土壌汚染状況調査の対象地(法4条調査における一般的な例)



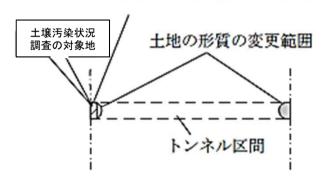


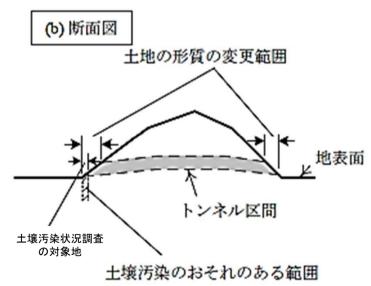
- (1) 盛土等範囲と土壌掘削範囲がそれぞれ別に (2) 盛土等を実施し、その範囲の一部で土壌を掘削する場合 存在する場合
 - 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3版)から抜粋・編集

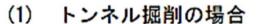
形質の変更の範囲と土壌汚染状況調査の対象地(法4条調査における トンネル開削工事の例)

(a) 平面図

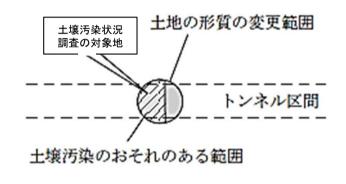
土壌汚染のおそれのある範囲

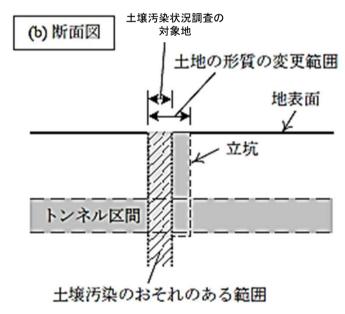






(a) 平面図





(2) 立坑掘削の場合

